

令和8年度ぐんま森林・林業スタートアップ研修実施要領

(目的)

第1条

森林は、木材の生産にとどまらず、気候変動や災害への備え、生物多様性の保全、地域経済の活性化、さらには人々の健康増進や教育の場としても、多面的な価値を持つ存在として再評価されている。加えて、森林サービス産業などによる新たな価値の創造や森林資源の利活用にも注目され、持続可能な社会の実現に向けて、重要性は一層高まっている。

しかしながら、これらの森林を適切に管理していくためには、林業の担い手の確保が必要不可欠であるが、他産業との競合等により若年層の確保が困難となっている。

このため、森林の新たな価値を創造し、森林資源を利活用する仕事を「多様な林業」と位置づけ、これに関わる職種や働き方、地域との関わり方への理解を通じ、本県の森林・林業・木材産業に関心を持つ層の拡大を図るため「ぐんま森林・林業スタートアップ研修」（以下「研修」という。）を開催し、将来的な林業従事者の確保につなげていくものとする。

(定義)

第2条 本要領では、森林の新たな価値を創造し、森林資源を利活用する仕事を「多様な林業」と定義する。

(実施主体)

第3条 研修の実施主体は、群馬県とする。

(研修の概要)

第4条 研修メニューは、次のとおりとする。

(1) オンラインを活用したセミナー形式の研修（以下「セミナー研修」という。）

(2) 林業及び「多様な林業」を体験するプログラムを取り入れた研修（以下「体験研修」という。）

2 研修の概要及びねらいは次のとおり

研修メニュー	概要	ねらい
セミナー研修	・本県の森林・林業の魅力を広く発信するため、「多様な林業」に関わる職種、働き方、地域との関わり方等をセミナー形式	・林業が伐採や植栽などの森林整備にとどまらず、森林空間の活用・観光・教育など多様な分野に広がっていることを

	<p>(オンライン又はハイブリッド)で紹介する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーテーマを「林業×○○」として設定する。 ※○○は「多様な林業」に関連する職種とする。 ・1回のセミナーは概ね90分とする。 	<p>伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業及び「多様な林業」に関わる人々のリアルな声や事例を通じて、本県の森林・林業分野への関心と理解を深める。 ・体験研修や林業分野への就業に向けた支援制度の活用を含め、本格的な林業就業に向けた意欲を高める。
体験研修	<ul style="list-style-type: none"> ・林業及び「多様な林業」に関する現場を訪れ、体験や意見交換等の交流を通じて、森林・林業の仕事や地域との関わりをより深く理解する機会を提供する。 ・体験研修は現地滞在を基本とし、1～2日間とする。 ※日帰りも可 ・研修終了後(1～6か月後)、受講生に対して、林業への就業意欲等の追跡調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での作業や雰囲気を実際に体験し、仕事のリアリティを感じてもらう。 ・林業及び「多様な林業」に関わる人々との交流を通じて、働く人の価値観ややりがいを知る。

3 研修の定員、実施回数、実施時期は次のとおり

研修メニュー	定員	実施回数※		実施時期
		①	②	
セミナー研修	オンライン： 上限なし 対面：30名	3回	2回	令和8年6月～令和9年2月
体験研修	10名程度	1回	2回	令和8年6月～令和9年2月

※ 体験研修が宿泊での実施の場合は①、日帰りの場合は②とする

(研修の委託)

第5条 前条に規定する研修に関する企画・受講生の募集・運営・報告は、外部に委託して実施する。なお、相手方は公募型プロポーザル方式により選定する。

(受講生の要件)

第6条 研修受講生は次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 森林・林業に興味のあること
- (2) 中学生以上であること
※未成年の場合にあつては保護者からの同意を得ること
- (3) 県が実施する林業就業に関するアンケート等に協力できること
- (4) 研修中の写真・動画等の撮影成果について、県の広報（ホームページ、SNS等）への掲載に同意できること

（受講にあたっての経費）

第7条 研修の受講料は無料とする。ただし、食費、宿泊費、研修集合場所までの交通費、インターネット等通信費、傷害保険加入費用など、受講に関連して生じる経費は受講生の負担とする。

（安全管理・保険）

第8条 体験研修における安全確保のため、受講生の安全管理体制を整備し、傷害保険等への加入を行うものとする。

（研修評価）

第9条 本研修の実施に際しては、受講生アンケート等により効果を検証し、研修の改善に活用する。

（個人情報の取扱い）

第10条 研修の実施にあたり取得した個人情報等については、研修等の目的を達成する以外には使用せず、関係法令を遵守し、適正な取扱いを確保するものとする。受託者は個人情報台帳を作成し、提出すること。

（研修内容の公表）

第11条 研修については写真・動画等で撮影するものとし、その成果は、広く県のPR活動に使用する。